

国制度

特別障がい者手当

●対象者

重度の障がいを有し、日常生活で常時特別な介護を必要とする、20 歳以上の方(施設入所者、長期入院者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当する方。

- ①身体障がい 2 級(一部を除く。)以上の障がいを重複して有する方
- ②身体障がい 2 級(一部を除く。)以上の障がいを有する方で、IQ20 以下の方または常時介護が必要な精神障がいを有する方
- ③身体障がい 2 級(一部を除く。)以上の障がいを有する方または IQ20 以下の方もしくは常時介護が必要な精神障がいを有する方で、他に身体障がい 3 級相当の障がいを 2 つ以上有する方
- ④身体障がい 2 級(一部を除く。)以上の障がいを有する方または IQ20 以下の方もしくはこれと同程度の障がいまたは病状を有する方で、日常生活でほぼ全面介護が必要な方

●支給額

【国制度分】月額 28,840 円

【県制度分】次の方は、国制度分に加算して支給されます。

A 種	身体障がい 1 級または 2 級かつ IQ35 以下の方	月額 6,850 円
B 種	身体障がい 1 級、2 級の方または IQ35 以下の方	月額 1,050 円

●支給できない方

- ①施設に入所している方
- ②医療機関に長期入院(3 カ月以上)している方
- ③一定の所得のある世帯の方

障がい児福祉手当

●対象者

重度の障がいを有し、日常生活で常時特別な介護を必要とする、20 歳未満の方(施設入所者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当する方。

- ①身体障がい者 1 級(2 級の一部を含む。)の障がいを有する方
- ②IQ20 以下の方
- ③①・②と同程度の障がいまたは病状で、常時介護が必要な方

●支給額

【国制度分】月額 15,690 円

【県制度分】次の方は、国制度分に加算して支給されます。

A 種	身体障がい 1 級または 2 級かつ IQ35 以下の方	月額 6,900 円
B 種	身体障がい 1 級、2 級の方または IQ35 以下の方	月額 1,150 円

●支給できない方

- ①施設に入所している方
- ②一定の所得のある世帯の方

問 市役所福祉課(内線 162・163)

介護保険料(65歳以上の方) 本算定のご案内

◆介護保険料(年額)の通知を発送します

本算定通知とは、市民税額の確定に伴い、令和 6 年度の年間保険料を決定(確定賦課)したもので、各納期の保険料については、既に到来した納期と今後に到来する納期の保険料の合計額が、年間保険料額になるように調整しています。

(年額)	(仮徴収)	(以降の納期に振り分け)
確定した 令和 6 年度保険料	特別徴収 4 月・6 月・8 月 普通徴収 第 1 期・第 2 期	10 月・12 月・令和 7 年 2 月の 3 回 第 3 期・第 4 期・第 5 期・第 6 期の 4 回

◆保険料の納め方

特別徴収(年金からの天引き)の方

8 月上旬に発送する「介護保険料額決定通知書」をご確認ください。

普通徴収(納付書、口座振替による納付)の方

8 月下旬に「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を送付しますので、同封の納付書で納期限までに納付してください。
口座振替の場合は、納期限に指定の口座から引き落とします。

普通徴収の納期限(令和 6 年度)

第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
7 月 31 日(水)	9 月 30 日(月)	12 月 2 日(月)	令和 7 年 1 月 31 日(金)	令和 7 年 3 月 31 日(月)

◆介護保険料(令和 6 年度～令和 8 年度)

第 1 号被保険者(65 歳以上)の介護保険料が、令和 6 年 4 月から変わりました。

基準額は年額 74,400 円です。介護保険料は、この「基準額」を基に、所得に応じた負担になるように、15 段階の保険料に分かれます。

市の介護サービスなどにかかる費用全体の 23%を 65 歳以上の方の保険料で賄います。

基準額 月額 6,200 円

(令和 6 年度～令和 8 年度)

所得段階	対 象 者	負担割合	介護保険料(年額)	所得段階	対 象 者	負担割合	介護保険料(年額)
第 1 段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が 80 万円以下の方	基準額×0.25	18,600 円	第 6 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.20	89,200 円
				第 7 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.30	96,700 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額×0.40	29,700 円	第 8 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.50	111,600 円
				第 9 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	基準額×1.70	126,400 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が 120 万円超の方	基準額×0.65	48,300 円	第 10 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	基準額×1.90	141,300 円
				第 11 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	基準額×2.10	156,200 円
第 4 段階	本人が市民税非課税(世帯課税)かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が 80 万円以下の方	基準額×0.90	66,900 円	第 12 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	基準額×2.30	171,100 円
				第 13 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満の方	基準額×2.40	178,500 円
第 5 段階(基準額)	本人が市民税非課税(世帯課税)かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が 80 万円超の方	基準額×1.00	74,400 円	第 14 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 820 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額×2.45	182,200 円
				第 15 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	基準額×2.50	186,000 円

※「合計所得金額」について、第 1 ～ 5 段階では合計所得金額に給与所得が含まれている場合、合計所得金額から最大で 10 万円控除した金額により、所得段階を決定します。また、土地売却などに係る特別控除額がある場合、合計所得金額から長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額により、所得段階を決定します。

◆65 歳(第 1 号被保険者)からの介護保険料について

40 歳から 64 歳までの介護保険料は、各医療保険料(国民健康保険、社会保険、共済保険など)に含まれて徴収されますが、65 歳になると介護保険料の決め方と納め方が変わります。特別徴収(年金からの天引き)が始まるまでの間は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただくことになります。4 月から 8 月生まれの方は 8 月に、9 月から 3 月生まれの方は誕生日月の翌月までに納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関などでお支払いをお願いします。

問 市役所介護高齢課(内線 172 ～ 175)